

第5節 輸出等許可内容変更申請手続

システムを使用して、輸出許可、積戻し許可又は展示等積戻し許可（以下この節において「輸出等許可」といい、特定輸出申告の許可、特定委託輸出申告の許可、特定製造貨物輸出申告の許可及び別送品輸出申告の許可を除く。）の内容に係る変更を申請する場合は、この節の定めるところによる。

なお、特定輸出申告の許可、特定委託輸出申告の許可、特定製造貨物輸出申告の許可及び別送品輸出申告の許可の内容に係る変更を申請する場合の手続きは、それぞれの申告手続を記載している節の変更申請による。

1 輸出等許可内容変更申請事項の登録

通関業者等は、「船積情報登録」業務（業務コード：CLR）（本船扱い貨物については、「船積確認登録」業務（業務コード：CCL））が実施されるまでの間に、輸出等許可済貨物に係る数量等の輸出等許可内容変更を申請する場合は、あらかじめ税関（通関担当部門）の了承を得た上で、次により輸出許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、変更の登録はこの章第2節4（輸出申告等変更事項の登録）による変更と合わせて最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については次節4（輸出申告等の手作業移行）による。

また、通関業者は、あらかじめ他の通関業者との受委託関係をシステムに登録しておくことにより、変更登録を依頼することができる。

なお、「船積情報登録」業務（業務コード：CLR）によりシステムに登録された積載予定船舶コード又は積出港コードが輸出等許可に係る積載予定船舶コード又は積込港コードと異なる場合は、通関業者等に「船積船舶・積出港差異情報」（出力情報コード：SAT0410）が配信される。この場合においては、「船積情報変更」業務（業務コード：CLD）により船積情報の取消しを実施されることにより、「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：EAA）が可能となる。

(1) 輸出等許可内容変更申請事項の登録

イ 輸出等許可内容変更申請事項の登録

申請者は、「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を実施する前に、次により輸出等許可内容変更申請事項を登録する。

なお、システムに登録した輸出等許可内容変更申請事項については、「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を実施するまでの間、訂正することができる。

(イ) 呼出しによらない方法

「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：EAA）を利用して、申告等番号、輸出申告等により許可された事項及び変更を必要とする事項をこの章第2節1（輸出申告等事項の登録）に準じて、「変更識別＊」欄及び「変更理由＊」欄については次により入力し、送信することにより、輸出等許可内容変更申請事項をシステムに登録する。

項目名 (入力画面)	内 容						
変更識別コード (「変更識別＊」欄) (注)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>コード</th></tr> <tr> <td>船（機）名変更</td><td>S</td></tr> <tr> <td>数量等変更</td><td>N</td></tr> </table>	区 分	コード	船（機）名変更	S	数量等変更	N
区 分	コード						
船（機）名変更	S						
数量等変更	N						
変更理由コード (「変更理由＊」欄)	変更理由を変更理由コード（輸出許可後訂正理由）（「業務コード集」参照）で必須入力する。						

輸出等許可内容変更申請における各項目の変更可否は下表のとおりである。

船（機）名変更の場合 (変更識別コード「S」)	数量等変更の場合 (変更識別コード「N」)	条件付項目（共通）
次の項目は変更することができる。 ・申告先種別コード（注１） （「申告先種別」欄） ・申請官署コード （「申告官署」欄） ・申請先部門コード （「申告先部門」欄） ・税関事務管理人コード （税関事務管理人）欄） ・税関事務管理人受理番号 （「受理番号」欄） ・税関事務管理人名 （「受理番号」欄下） ・蔵置場コード （「通関蔵置場＊」欄） ・積込港コード （「積込港＊」欄） ・積載予定船舶コード （「積載予定船舶」欄左） ・積載予定船名 （「積載予定船舶」欄右） ・出港予定年月日 （「出港予定年月日」欄） ・税関調査用符号 （「税関調査用符号」欄） ・変更理由コード （「変更理由＊」欄）	次の項目は変更することができない。 ・申告等種別コード （「申告種別」欄） ・申告貨物識別（注２） （「貨物識別」欄） ・識別符号 （「識別符号」欄） ・輸出者コード （「輸出者」欄左） ・輸出者名 （「輸出者」欄右） ・検査立会者 （「検査立会者」欄） ・輸出管理番号（注３） （「輸出管理番号」欄） ・最終仕向地コードのうち、国名コード（先頭２桁） （「最終仕向地」欄左）	船名変更及び数量等変更で変更可能な項目であっても、本船扱い承認を受けている場合は、次の項目については変更することができない。 ・申告先種別コード （「申告先種別」欄） ・申請官署コード （「申告官署」欄） ・申請先部門コード （「申告先部門」欄） ・蔵置場コード （「通関蔵置場＊」欄） ・積込港コード （「積込港＊」欄） ・積載予定船舶コード （「積載予定船舶」欄左） ・積載予定船名 （「積載予定船舶」欄右） 許可済みである海上貨物を航空貨物へ切り替える場合は、次の項目への入力が可能である。 詳細については税関手続関連（海上編）－貨物関係手続－第２章第２節（輸出貨物

・要船積確認識別 （「要船積（搭載）確認識別」欄） ・記事（税関用） （「記事（税関）」欄） ・記事（通関業者用） （「記事（通関業者）」欄） ・記事（荷主用） （「記事（荷主）」欄） ・荷主セクションコード （「荷主セクションコード」欄） ・荷主リファレンスナンバー （「荷主R e f N o .」欄） ・社内整理用番号 （「社内整理番号」欄）		情報登録手続）及び同 4 節（貨物の搬出関係手続）を参照 ・積載予定船舶コード （「積載予定船舶」欄左） ・積載予定船名 （「積載予定船舶」欄右） ・AWB 番号 （「AWB 番号」欄）
（注 1） 当初申告における申告先種別コードが「Y」、「K」又は「E」の場合は変更不可。 （注 2） 当初申告における申告貨物識別が、郵便物（「E」（EMS）、「H」（航空郵便物）、「M」（海上郵便物）及び「U」（S A L））間での変更又は郵便物以外の申告貨物識別（「L」（外交官貨物）、「X」（MDA 貨物）、「G」（米軍払い下げ貨物）及び「P」（プラント輸出貨物））間での変更については可能である。 （注 3） 郵便物の場合又は仕分けの子への変更については可能である。		

なお、変更不可項目について変更が必要となった場合は、次節 2（輸出取止め再輸入の許可又は積戻し取止め）又は税関手続関連（共通編）-共通手続-第 2 章第 18 節（輸出取止め再輸入申告手続）により、輸出取止め再輸入の許可を受けた上で、改めて輸出申告等を行うこととなることから留意すること。

また、「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：E A A）を実施した後、「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：E A C）を実施するまでの間は、「変更識別＊」欄を変更することはできないことから留意すること。

ただし、後記(2)ロ（「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：E A A）の応答画面を利用する方法）を実施する前の申告等番号を入力し送信した場合に限り、「変更識別＊」欄を変更することができる。

(ロ) 呼出しによる方法

「輸出許可内容変更申請事項呼出し」業務（業務コード：E A B）を利用して、次の事項を入力し、送信することにより、システムに登録されている輸出等許可内容が、「輸出許可内容変更申請事項登録情報（輸出・積戻し申告／大額）」（出力情報コード：S A E 4 2 7 1（船（機）名変更）又は S A E 4 2 8 1（数量等変更））「展示等積戻し許可内容変更申請事項登録情報（大額）」（出力情報コード：S A E 4 3 1 1（船（機）名変更）又は S A E 4 3 2 1（数量等変更））、「輸出許可内容変更申請事項登録情報（輸出・積戻し申告／少額）」（出力情

報コード：SAE4291（船（機）名変更）又はSAE4301（数量等変更）又は「展示等積戻し許可内容変更申請事項登録情報（少額）」（出力情報コード：SAE4331（船（機）名変更）又はSAE4341（数量等変更））として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容						
申告番号 (「申告番号＊」欄)	申告等番号を必須入力する。						
変更識別コード (「変更識別＊」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>コード</th></tr> <tr> <td>船（機）名変更</td><td>S</td></tr> <tr> <td>数量等変更</td><td>N</td></tr> </table>	区 分	コード	船（機）名変更	S	数量等変更	N
区 分	コード						
船（機）名変更	S						
数量等変更	N						

ロ 出力情報

前記イ（輸出等許可内容変更申請事項の登録）により、輸出等許可内容変更申請事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出許可内容変更申請入力 控情報（大額）	別紙6（許可内容変更申請入力 控情報）参照	「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別＊」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。
輸出許可内容変更申請入力 控情報（少額）		「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別＊」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。
積戻し許可内容変更申請入力 控情報（大額）		「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別＊」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。
積戻し許可内容変更申請入力 控情報（少額）		「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別＊」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。
展示等積戻し許可内容変更 申請入力控情報（大額）		「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）、「申告等種別＊」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。
展示等積戻し許可内容変更 申請入力控情報（少額）		「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）、「申告等種別＊」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。

(2) 輸出等許可内容変更申請

前記イ（輸出等許可内容変更申請事項の登録）による応答画面の出力内容又は前記ロ（出力情報）で配信された出力情報の内容を確認の上、次により輸出等許可内容変更申請をシステムに登録する。

輸出等許可内容変更の登録は、審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が変更登録を行うことができる。

また、輸出等許可内容変更申請を申請先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

時間外執務要請届の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節（時間外執務要請届）により行うこと。

イ 「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を利用する方法

「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容
申告番号 (「申告番号＊」欄)	申告等番号を必須入力する。
訂正票出力識別 (「訂正票出力識別」欄)	税関に「輸出等許可内容変更申請控情報」（出力情報コードについては別紙8（許可内容変更申請控情報）参照）を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。

ロ 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（業務コード：EAA）の応答画面を利用する方法

前記(1)イ（輸出等許可内容変更申請事項の登録）により輸出等許可内容変更申請事項を登録した場合は、変更事項の内容が「輸出許可内容変更申請入力控情報」（出力情報コードについては、別紙6（許可内容変更申請入力控）参照）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認し、必要に応じて「訂正票出力識別」欄を入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力方法については、前記イ（「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）を利用する方法）に準ずる。

(3) 輸出等許可内容変更申請の受理及び通知

前記(2)（輸出等許可内容変更申請）により、輸出等許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

イ 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可内容 変更通知情報 (注1)	別紙7（許可内容 変更通知情報）参 照	「申告等種別＊」欄に「E」（輸出 申告）を入力した場合。	通関業者等 (注2) 輸出者（注3） 税関（通関担当部 門）（注4）
積戻し許可内 容変更通知情 報（注1）		「申告等種別＊」欄に「R」（積戻 し申告）を入力した場合。	
展示等積戻し 許可内容変更 通知情報（注 1）		「申告等種別＊」欄に「G」（展示 等積戻し申告）を入力した場合。	

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
許可・承認内容 変更貨物（輸出）情報	S A E 4 5 1 1	なし。	船会社（注５） 通関蔵置場（分散蔵置されている場合は、全ての通関蔵置場）（注３） バンニング場所（複数場所でバンニングする場合は、入力したバンニング場所）（注３）（注６）（注７）

（注１）以下この節において「輸出等許可内容変更通知情報」といい、出力帳票については、「輸出等許可内容変更通知書」という。

（注２）当初申告者と異なる場合は、当初申告者にも配信される。

（注３）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

（注４）変更前の「出港予定年月日」を経過している場合に限る。

（注５）当該貨物が本船扱いであり、次の条件を全て満たす場合に限る。

① 貨物情報にブッキング船会社が登録されていること。

② 貨物情報に登録されているブッキング船会社がシステムに参加していること。

（注６）バンニング場所を変更した場合は、変更前のバンニング場所にも配信される。

（注７）通関蔵置場と同一のバンニング場所を除く全てのバンニング場所に配信される。

ロ 審査区分が「２」（書類審査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可内容変更申請 控情報（注１）	別紙８（許可内容 変更申請控情報） 参照	「申告等種別＊」欄に「E」（輸出申告）を入力した場合。	通関業者等 税関（通関担当部門）（注２）
積戻し許可内容変更申請 控情報（注１）		「申告等種別＊」欄に「R」（積戻し申告）を入力した場合。	
展示等積戻し許可内容 変更申請控情報（注２）		「申告等種別＊」欄に「G」（展示等積戻し申告）を入力した場合。	

（注１）出力帳票については、以下この節において「輸出等許可内容変更申請控」という。

（注２）「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合は、税関（通関担当部門）に配信される。

２ 輸出等許可内容変更申請に係る関係書類等の提出

（１）関係書類等の提出

前記１（３）（輸出等許可内容変更申請の受理及び通知）により輸出等許可内容変更申請が受理された場合であって、審査区分として「２」（書類審査扱い）が付与された場合は「輸出等許可内容

変更申請控」(出力情報コードについては別紙8(許可内容変更申請控情報)参照)に許可内容変更に係る関係書類を添付し、輸出等許可内容変更申請の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)に輸出等許可内容変更申請を行った税関(通関担当部門)に提出する。

なお、審査区分として「1」(簡易審査扱い)が付与された場合は「輸出等許可内容変更通知書」(出力情報コードについては別紙7(許可内容変更通知情報)参照)及び関係書類の提出を省略できる。

(2) 電子ファイルによる提出

前記(1)(関係書類等の提出)に定める関係書類等を電子ファイルで提出する場合は、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第16節(通関関係書類の電子ファイルによる提出)により、輸出等許可内容変更申請の日の翌日から3日以内又は船積情報登録が行われるまでのいずれか早いとき(行政機関の休日の日数は算入しない。)までに提出すること。「輸出許可内容変更申請」業務(業務コード:EAC)において「訂正票出力識別」欄に「P」を入力していたときは、輸出許可内容変更申請控の提出を省略できる。

なお、輸出等許可時点で電子ファイルによる提出を行っていた場合であって、輸出等許可内容変更申請に係る電子ファイルによる提出にあたり、ファイル数若しくは容量を超過する場合は、税関に申し出た上で、輸出等許可内容変更申請控及び輸出等許可内容変更申請に係る関係書類を書面にて税関(通関担当部門)に提出する。この場合、「申告添付訂正」業務(業務コード:MSY01)の窓口提出への切替えを行わないこと。

3 輸出等許可内容の変更通知

システムを使用した輸出等許可内容変更申請について、審査区分として「2」(書類審査扱い)が付与された場合であって、税関(通関担当部門)により変更が認められた場合は、別紙7(許可内容変更通知情報)の情報が通関業者等(当初申告者と異なる場合は、当初申告者を含む。)及び輸出者(配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。)に配信される。

なお、輸出等許可内容変更を申請した税関官署と輸出申告等を許可した税関官署が異なる場合において、通関業者等は、「輸出等許可内容変更通知書」を当初の輸出申告等許可税関(通関担当部門)にも提出することとなることから留意すること(審査区分が「1」(簡易審査扱い)となった場合も含む。)